

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	99	18 - 20	<p>裁判そのものに市民が参加する制度としては、司法制度改革の<sup>いっかん</sup>一環として2009年に導入された<del>裁判員制度</del>がある。<sup>④(削除)</sup><u>20歳</u>以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、有罪か無罪か、また、どのくらいの刑罰にするのかを、裁判官とともに決める<sup>⑤</sup>。</p> <p>(99ページ側注)</p> <p><sup>④</sup><u>2022年4月から、18歳以上に</u> <u>変更される。</u> (削除)</p> <p><sup>⑤</sup>アメリカなどでは、有罪・無罪の判断を一般市民だけでおこない、量刑などの法律判断は裁判官がおこなう<sup>ばいしん</sup>陪審制が採用されている。</p>	<p>裁判そのものに市民が参加する制度としては、司法制度改革の<sup>いっかん</sup>一環として2009年に導入された<del>裁判員制度</del>がある。<sup>④(削除)</sup><u>18歳</u>以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、有罪か無罪か、また、どのくらいの刑罰にするのかを、裁判官とともに決める<sup>⑤</sup>。</p> <p><sup>④</sup>アメリカなどでは、有罪・無罪の判断を一般市民だけでおこない、量刑などの法律判断は裁判官がおこなう<sup>ばいしん</sup>陪審制が採用されている。</p>
2	101	左段 11	<p>裁判員は、選挙人名簿<sup>めいぼ</sup>(<u>18歳以上</u>)<sup>(削除)</sup>をもとに作られる裁判員候補者名簿からくじで選ばれ、</p>	<p>裁判員は、選挙人名簿<sup>めいぼ</sup>をもとに作られる裁判員候補者名簿からくじで選ばれ、</p>